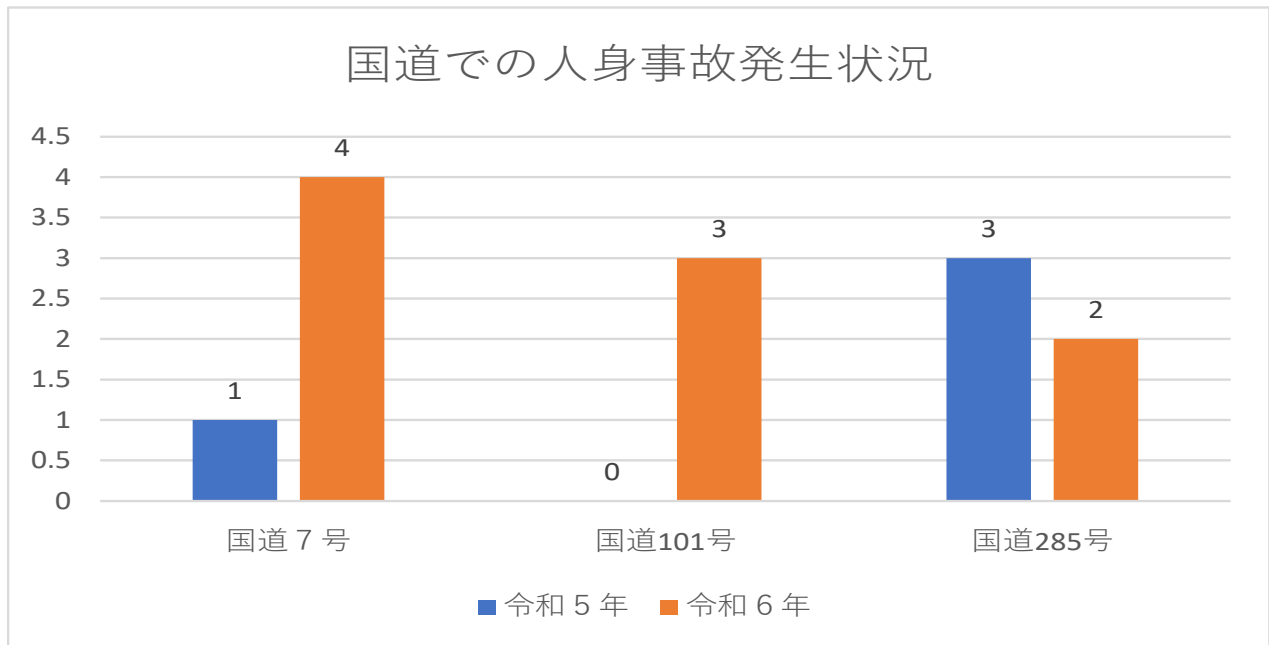


次の路線、時間帯を重点に速度違反取締りを推進する。

重点路線	重点時間帯	規制速度
① 国道7号	7:00~12:00	60km/h (法定)
② 国道101号		60km/h (法定)
③ 国道285号	13:00~17:00	40~60km/h (法定)
③ 県道男鹿八竜線		50~60km/h (法定)



○ 国道での人身事故は、令和5年の上半期が4件、令和6年の上半期が9件であり、国道での人身事故がほぼ倍増している。

路線別では

- ① 国道7号は3件増加
- ② 国道101号は3件増加
- ③ 国道285号は1件減少

している。

○ 令和6年の上半期に県道男鹿八竜線での人身事故の発生はないが、同路線は直線道路で速度を出しやすいとともに、実勢速度が高く過去にも死亡事故が発生していることから、速度抑制のための取締りが必要である。

○ このほかにも、交通事故の発生状況等を踏まえ、他の路線でも速度取締りを実施する必要がある。